

あぶない取引先とのつきあい方

～取引先倒産に備える中小企業防衛術～



法律事務所ジェイ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-1

岸本ビルヂング 5F 502 号室

TEL03-5224-5580 FAX03-5224-5582

E-mail : new-well@cb3.so-net.ne.jp

弁護士 新井哲男

はじめまして。弁護士新井哲男と申します。
当事務所は、中小企業の法律問題の処理を主な業務としております。
そこで、本日は、中小企業経営者の皆さんに役立ちそうな、債権保全や回収などにまつわるお話を中心に、弁護士から見た企業のリスク管理術をお話しさせていただきます。

記

1 倒産する会社としない会社の見分け方

- 1) 中小企業の倒産リスクは外部からは分からない
- 2) 中小企業の決算書を信じてはいけない
- 3) 誰でも取得できる不動産登記簿謄本を見る
 - ・ 乙区欄の抵当権の付き方を見る
 - ・ 抵当権者は銀行かノンバンクか
 - ・ 信用保証協会・整理回収機構などに抵当権が移転していたら末期症状
- 4) とかく風聞（うわさ）は真実（の断片）を語るもの
- 5) 給料遅配・手形の支払猶予の依頼があるときは覚悟すべき

2 危ない会社とのつきあい方

- 1) 売掛先倒産に備えてすべきこと
 - ① 取引開始時に契約書を作成しておく
 - ・ 契約書で、納品した商品の所有権の帰属はどう規定されているか？
規定の仕方によっては倒産したとき返してもらえないかもしれない。

- ・(文例) 第〇〇条 (所有権の帰属)
本件商品の所有権は、乙 (買主) が代金を支払ったとき、甲 (売主) から乙 (買主) に移転する。
- ・さらには、こんな規定があれば…
第〇〇条 (商品の返還)
 - 1 甲 (売主) が乙 (買主) に債権を有するときは、甲 (売主) は、自ら納品し乙の元にある全商品につき所有権を留保する。
 - 2 乙 (買主) に、手形・小切手の不渡り、第三者からの差し押さえ、破産、民事再生、会社更生の各手続開始の申し立てあるときは、甲 (売主) は直ちに納品した全商品を、所有権に基づき引き揚げるができる。

②「執行認諾約款付」公正証書を作成しておく

- ・契約書を作成したのに公正証書まで作る理由は何か？
- ・「執行認諾約款」とは？

(文例)

「債務者は、本公正証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。」

要するに、金銭債務 (お金を払う義務) の履行ないときに、強制執行できることを認めた規定。

(参考) Q. 強制執行とは？

相手方が義務を履行しないとき、裁判所に訴えることができる。結果として、判決をもらう、和解するなど。それでも払わないときは、相手方の財産を差し押さえる…これが強制執行

- ・執行認諾約款のメリット
裁判は時間がかかる。執行認諾約款付公正証書なら、相手方が約束を守らないときは、裁判しなくても強制執行できる。

③支払手段の確保

- ・手形・小切手をもらうこと
(参考) Q. 手形・小切手は他の金銭債務とどこが違うか？
 - ・手形・小切手の不渡りのペナルティが重いこと
 - ・裏書人にも責任があること
- ・保証人を立てる
連帯保証人と保証人の違い…債権者には連帯保証人が有利
必ず連帯保証人とすること
相手方破産の場合でも、保証人の義務は変わらない
- ・担保をとる

ただし、危ない会社では、既に不動産は銀行の担保に入っている
第三者の物件を担保提供してもらう

商品在庫への担保設定…集合物譲渡担保

売掛の譲渡担保…債権譲渡の方法と担保設定方法

④売掛先が支払おうとしないとき

- ・交渉が難しいと感じたら…弁護士に相談
- ・弁護士に交渉してもらう。
- ・内容証明郵便を出す場合、弁護士名で出すか会社名で出すか？費用は？
- ・訴訟・調停のメリットとデメリット…自分でできるか？費用と時間は？
- ・保全処分…仮差押・仮処分…どんなとき使うか？費用はいくら？
- ・強制執行の方法と費用
- ・時効に注意

売買2年 請負1年から3年

通知書を出しても原則として時効は中断しないことに注意

2)仕入先（取引先）倒産に備えてすべきこと

①唯一の仕入先（取引先）だったら？

- ・まさに運命共同体。ただし倒産のときは別扱い。

取引先が民事再生などで生き延びても自分も生き残れるとは限らない

②急に発注条件を変更されたら要注意

- ・下請法の保護も検討すべき

③倒産防止共済の積立

④リスク軽減のための取引先開拓

3 相手方倒産の場合にできること

1)売掛先倒産の場合

- ①倒産と破産の違い…中小企業の倒産の実態
- ②商品の返還要請、保証人・担保物件への権利行使
- ③先取特権…売買の先取特権で被害回復
- ④留置権…預り品があれば返還拒否できる

2)買掛先倒産の場合

- ①仕入先が倒産しても、支払いはしなければならない
- ②倒産後に支払っていいか不安なとき
 - ・破産管財人がついていれば管財人の口座へ
 - ・破産管財人がいないときは代理人の弁護士に確認する
 - ・債権譲渡通知が乱発されるケースの場合…供託の手續

4 企業のリスク管理術（弁護士の活用方法）

1) 弁護士を活用する方法

- ① 顧問弁護士を持つべきか
- ② 顧問料は？
- ③ 雇用問題などの社内トラブルの対策にも
- ④ 契約書は弁護士のチェックを原則に

2) 他の専門家に相談すべき場合

弁護士なら、ふさわしい相談先を紹介してもらえるはず
気軽に相談してもらいたい（弁護士の本音です）

以上